令和6年4月19日付け大阪高裁判決に対する弁護団声明

1型糖尿病障害年金訴訟弁護団

本日、大阪高裁第14民事部(裁判長本多久美子、小堀悟、寺本佳子)は、控訴人ら8名中、7名に対して令和元年5月10日付障害基礎年金の支給停止処分を取り消す旨の、1名に対して同日付障害基礎年金の支給停止を解除しない処分を取り消したうえ、平成28年11月から障害基礎年金の支給停止を解除する旨の処分をせよ、との控訴人ら全面勝訴の判決を言い渡した。

1型糖尿病は、膵臓のインスリン産生機能が喪失するために、血液中のブドウ糖濃度 (血糖値)をコントロールすることができなくなる疾患である。根本的な治療法は確立されておらず、患者は、自らインスリン製剤を体内に投与すること(インスリン療法)により対処しているが、1日のうちでも血糖値が激しく変動するため、それに伴う様々な症状により日常生活への著しい制限を余儀なくされている。

控訴人らは、幼少期に発症し、成年に達した後、障害基礎年金の2級に該当する程度の障害の状態にあると認定され、長年に渡り障害年金を受給していた。他に医療費助成等の制度がない控訴人らにとって、障害年金は経済的にはもちろん精神的にも心の支えであった。

そのような中、国は、突如として、控訴人8名に対して、平成28年12月7日付けで 障害年金支給停止処分を行い、控訴人1名に対して、同年11月28日付けで障害年金の 支給停止を解除しない旨の処分をした。

控訴人らは、これらの処分の取り消しを求める訴訟を提起した。

しかるに、令和3年5月17日大阪地方裁判所第2民事部による一審判決は、うち1名の支給停止処分を取り消したものの、控訴人ら8名の救済を認めなかった。同判決は、認定基準や認定要領の誤った解釈、評価に基づき、控訴人らの障害の状態が2級に該当しないと判断したものであり、控訴人らが以前に2級に認定され、その当時から症状の改善はなく、現在もなお日常生活が著しく制限されているという実態を全く考慮せず、行政の恣意的な運用を追認した不当な判決であった。

そこで控訴人らは直ちに控訴し、認定基準の不合理性、代謝疾患に係る認定要領の不合理性を正面から争い、1型糖尿病の病態に相応しい判断基準に基づき障害2級の総合的な判断を求めて闘ってきたのである。

本日言い渡された判決は、国の上記処分を再び違法と判断し、その取消しを命じ、控訴人ら全員に障害年金の支給を求め、長年の控訴人らの苦しみを救済した。

本判決は、障害等級の認定は、障害認定基準及び認定要領に沿って行うのが相当であるとしつつ、1型糖尿病を含む代謝疾患に関して認定要領は3級の基準を定めるのみで、2級該当性の具体的な基準を示さず、「症状、検査成績及び具体的な日常生活等によっては、さらに上位等級に認定する」とのみ定めていることから、上位等級該当性については、症

状、検査成績という機能障害の程度、具体的な日常生活状況という病状の程度を総合的に 考慮して、「日常生活が著しい制限を受ける」か否かを判断すべきとした。

また、1型糖尿病患者について2級該当性を判断するにあたっては、1型糖尿病の特性、 即ち、①いったん破壊された膵β細胞は再生せず、内因性インスリン分泌が完全に欠乏し ていること、②1型糖尿病患者は生涯必須とされるインスリン療法で血糖コントロール に務めてもなお、1日のうちに血糖値が大きく変動し、高血糖・低血糖を繰り返し、安定 値の時間が少ない場合には、ほとんど常時、血糖値を計測し、血糖値に応じた補食やイン スリン投与などの自己対処を要する上、程度によっては第三者の介助が必要となること もあり得るといった血糖コントロールの負担を余儀なくされていること、③昏睡などに まで至らなくても、高血糖・低血糖の症状が出ると、回復のために一定時間を要するなど 日常生活が大きく損なわれること、④無自覚に高血糖・低血糖となることも少なくないた め、常に不安を抱え、食事、行動、仕事などに関して慎重な配慮を要する生活を強いられ ること、など、医学的な検査値のみに依拠することなく、1型糖尿病の特性、血糖コント ロールの状態、症状、労働の状況を含む具体的な日常生活状況等を十分考慮すべきとした。 その上で、控訴人らについて上記各事情を詳細に検討した結果、いずれの控訴人につい ても、当該処分時に2級に該当する障害の状態であったと判断したものであり、1型糖尿 病の特性や、その症状が控訴人らの日常生活に多大な制限を及ぼしている実態を正しく 踏まえた妥当な判断である。

国は、裁判所の判断を重く受け止め、上告を断念し、控訴人らに対して直ちに支給を再開するべきである。

また、本判決の趣旨に鑑み、国は、平成28年当時、控訴人らと同様に障害年金の支給 停止処分を受けた控訴人ら以外の1型糖尿病患者に対しても、速やかに支給を再開する 措置をとるよう求めるものである。

以上